

第 2 3 号議案

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 0 月 1 8 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	9	協定項目名	一般職の職員の身分の取扱い
<b>調 整 内 容</b>			
<p>一般職の職員の身分については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>( 1 ) 田主丸町、北野町、城島町及び三潁町の一般職の職員は、すべて久留米市の職員として引き継ぐ。</p> <p>( 2 ) 田主丸町、北野町、城島町及び三潁町の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、久留米市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、1市4町の長が別に協議して定める。</p>			